

東京都板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会設置要綱

(平成 14 年 7 月 31 日区長決定)

(設置)

第 1 条 板橋区立企業活性化センタースタートアップ・オフィス及びシェアード・オフィス利用申込者選考のため板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項につき審査を行うものとする。

- (1) 事業計画の実現可能性、新規性及び創造性
- (2) 利用申込者の熱意

2 審査会の審査は、書面及び面接又はそのいずれかによって行う。

(組織)

第 3 条 審査会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員 6 名以内をもって組織する。

- (1) 板橋区立企業活性化センターインキュベーションマネージャー
- (2) 創業に関して専門的知識を有する者
- (3) 区内産業関連団体が推薦する者
- (4) 産業振興課長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長は、第 2 条の審査結果を区長に報告する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審査会は、会長が招集する。

(庶務)

第 7 条 審査会の事務局は、東京都板橋区立企業活性化センター条例第 26 条に規定する指定管理者がセンターの管理を行う場合にあつては当該指定管理者、区長がセンターの管理を行う場合にあつては産業振興課とする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 31 日から施行する。

付 則 (第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 号の改正)

この要綱は、平成 16 年 7 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (第 3 条第 1 号、第 7 条)

この要綱の一部改正は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (第 1 条の改正)

この要綱の一部改正は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 (第 3 条の改正)

この要綱の一部改正は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (第 3 条第 4 号、第 7 条の改正)

この要綱の一部改正は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。